

釧路湿原国立公園

指 定 書

及 び

公園計画書

(環境省案)

平成 年 月 日

環境省

釧路湿原国立公園

指 定 書

(公園区域の一部変更)

目 次

1 変更理由	5
2 変更する区域	6

1 変更理由

釧路湿原国立公園は、我が国最大の湿原である釧路湿原を有しており、昭和62年7月31日に指定された。釧路湿原は、他の地域ではその多くが喪失してしまっている我が国の平野部の原自然が残されており、高層、中間及び低層湿原それぞれに特徴的な植生が見られるほか、タンチョウ、キタサンショウウオ等も生息し、多様な動植物を育むことから、生物多様性の保全上も極めて重要な湿原である。

今回の第1次点検は、国立公園指定後の社会的及び自然的な変化並びに指定から今日に至るまでの学術研究等の知見に対応した釧路湿原の適切な保全及び利用を図るため、公園区域を全体的に見直すものである。

見直しに当たっては、釧路湿原の代表的な景観要素である水平で広大な低層湿原、周辺に残された湿原及び河畔林等、湿原と一体となった景観の構成要素であり湿原の形成又は維持に必要な湧水地の涵養のために重要な役割を果たす丘陵地、並びに新たな知見に基づく野生生物の生息地及び繁殖地の保全、適切な公園利用の推進等に着目して検討を行った。その結果、公園区域に含めることが適當と判断される地域について、公園区域の拡張を行うものである。

2 変更する区域

釧路湿原国立公園の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表1：公園区域変更表)

番号	区分	変更部分の区域
1	拡張	北海道釧路市 北斗の一部
2	拡張	北海道釧路郡釧路町 達古武の一部
3	拡張	北海道釧路郡釧路町 トリトウシ原野の一部
4	拡張	北海道釧路郡釧路町 別保原野の一部
5	拡張	北海道川上郡標茶町 オソツベツ原野の一部

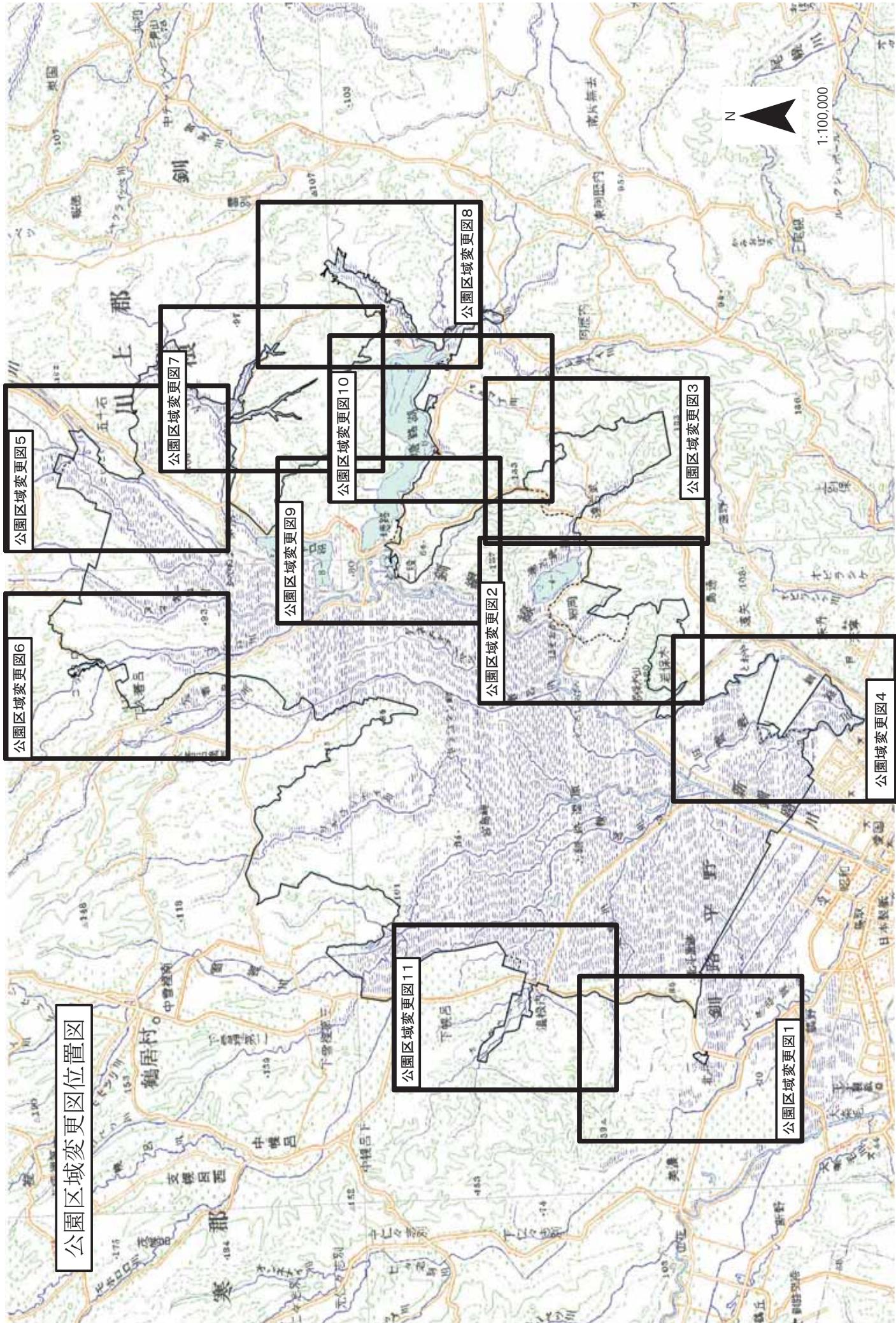
変更理由	面積 (ha)
良好な低層湿原であり、貴重な野生生物の生息地にもなっている。また、本公園の入口部分に位置し、公園利用上重要な拠点となる。このことから、適切な保全と利用を図るため、公園区域に編入する。	$\begin{bmatrix} & 11 \\ \text{国} & 9 \\ \text{公} & 1 \\ \text{私} & 1 \end{bmatrix}$
低層湿原、湧水が豊富な丘陵地及び河畔林が見られ、主要な展望地からの視対象となっていることから、適切な保全を図るため、公園区域に編入する。	$\begin{bmatrix} & 1,190 \\ \text{国} & 1 \\ \text{公} & 0 \\ \text{私} & 1,189 \end{bmatrix}$
隣接する湿原と一体的な風致を形成している良好な低層湿原であり、貴重な野生生物の生息地にもなっていることから、適切な保全を図るため、公園区域に編入する。	$\begin{bmatrix} & 25 \\ \text{国} & 25 \\ \text{公} & 0 \\ \text{私} & 0 \end{bmatrix}$
隣接する湿原と一体的な風景を形成している広大な低層湿原であり、貴重な野生生物の生息地にもなっていることから、適切な保全を図るため、公園区域に編入する。	$\begin{bmatrix} & 225 \\ \text{国} & 199 \\ \text{公} & 17 \\ \text{私} & 9 \end{bmatrix}$
湧水地が多い小河川沿いの良好な低層湿原及びハンノキ林が見られることから、適切な保全を図るため、公園区域に編入する。	$\begin{bmatrix} & 20 \\ \text{国} & 19 \\ \text{公} & 1 \\ \text{私} & 0 \end{bmatrix}$

番号	区分	変更部分の区域
6	拡張	北海道川上郡標茶町 コッタロの一部
7	拡張	北海道川上郡標茶町 シラルトロエトロの一部
8	拡張	北海道川上郡標茶町 塘路及びシラルトロエトロの各一部
9	拡張	北海道川上郡標茶町 塘路の一部
10	拡張	北海道阿寒郡鶴居村 温根内の一部

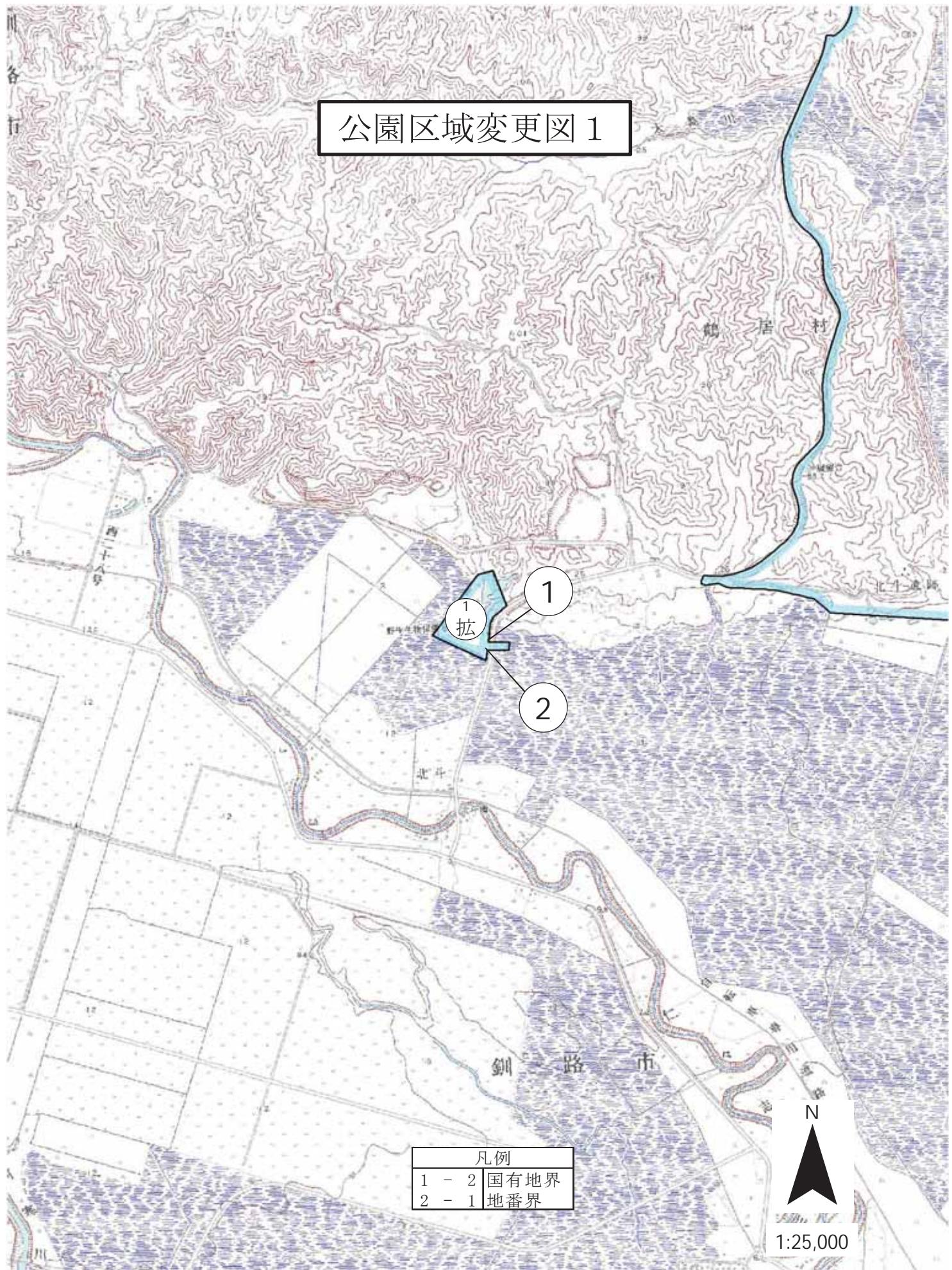
変更理由	面積 (ha)
良好な河畔林が残された小流域で、河川に沿って湧水地が多数存在しているほか、貴重な野生生物の生息地にもなっていることから、適切な保全を図るため、公園区域に編入する。	$\begin{bmatrix} & 21 \\ \text{国} & 21 \\ \text{公} & 0 \\ \text{私} & 0 \end{bmatrix}$
湧水地並びに小河川に沿って河畔林及び低層湿原が形成されていることから、適切な保全を図るため、公園区域に編入する。	$\begin{bmatrix} & 101 \\ \text{国} & 0 \\ \text{公} & 0 \\ \text{私} & 101 \end{bmatrix}$
湧水地並びに小河川に沿って河畔林及び低層湿原が形成されていることから、適切な保全を図るため、公園区域に編入する。	$\begin{bmatrix} & 155 \\ \text{国} & 29 \\ \text{公} & 81 \\ \text{私} & 45 \end{bmatrix}$
良好な低層及び高層湿原が形成されており、釧路湿原で唯一のアオサギコロニーも形成されるなど、良好な自然環境が残されているほか、本公園の利用拠点である塘路湖畔に位置することから、適切な保全及び利用を図るため、公園区域に編入する。	$\begin{bmatrix} & 34 \\ \text{国} & 23 \\ \text{公} & 2 \\ \text{私} & 9 \end{bmatrix}$
湧水地並びに良好な河畔林及び低層湿原が形成されており、貴重な野生生物の生息地にもなっていることから、適切な保全を図るため、公園区域に編入する。	$\begin{bmatrix} & 126 \\ \text{国} & 48 \\ \text{公} & 0 \\ \text{私} & 78 \end{bmatrix}$

番号	区分	変更部分の区域
11	拡張	北海道阿寒郡鶴居村 下幌呂の一部

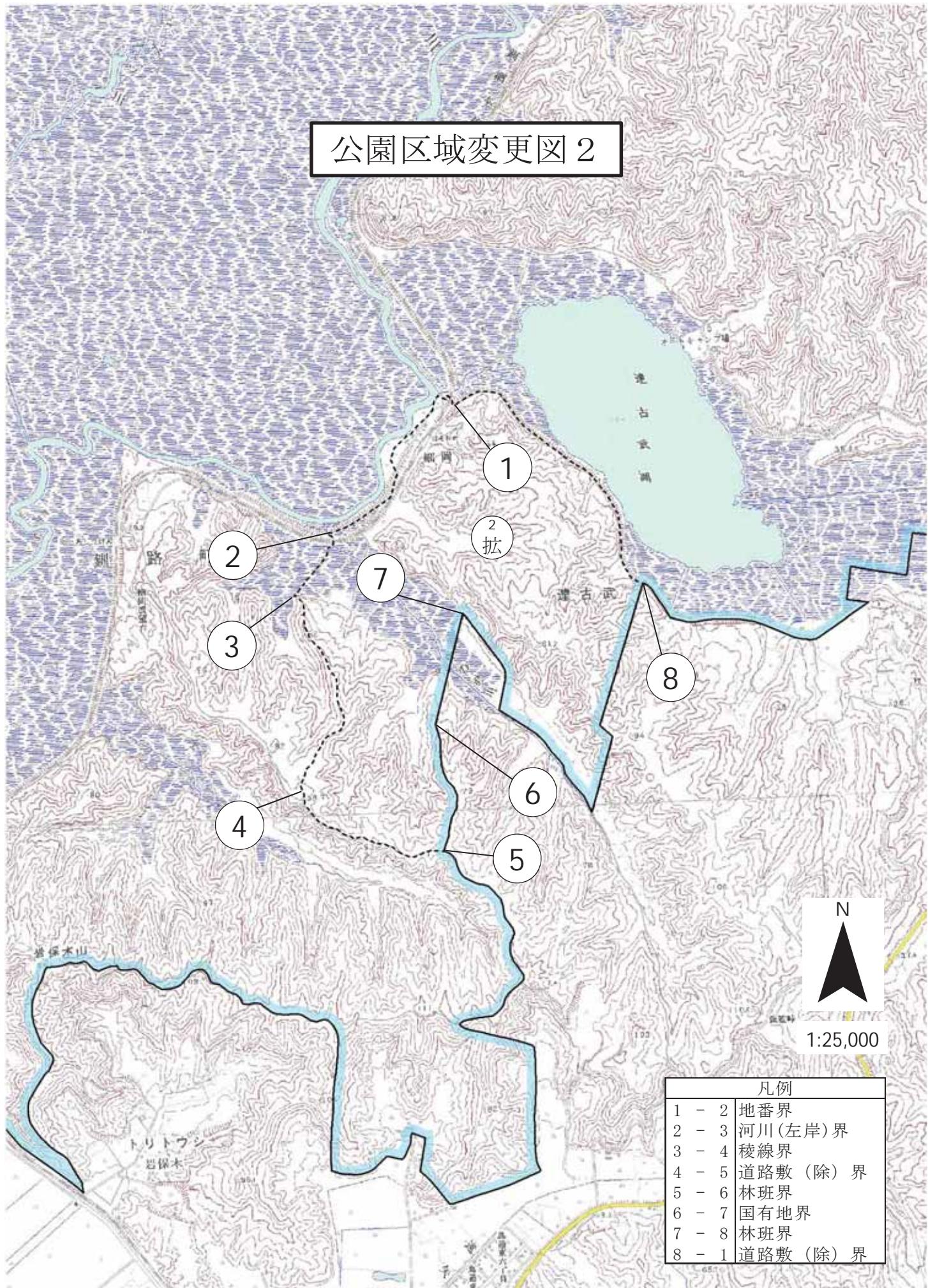
変更理由	面積 (ha)
隣接する湿原と一体的な風致を形成している良好な低層湿原で、丘陵地に面して湧水が豊富であることから、適切な保全を図るため、公園区域に編入する。	$\begin{bmatrix} & 19 \\ \text{国} & 0 \\ \text{公} & 7 \\ \text{私} & 12 \end{bmatrix}$
変更部分面積計	$\begin{bmatrix} & 1,927 \\ \text{国} & 374 \\ \text{公} & 109 \\ \text{私} & 1,444 \end{bmatrix}$
変更前公園面積	$\begin{bmatrix} & 26,861 \\ \text{国} & 14,964 \\ \text{公} & 3,349 \\ \text{私} & 8,548 \end{bmatrix}$
変更後公園面積	$\begin{bmatrix} & 28,788 \\ \text{国} & 15,338 \\ \text{公} & 3,458 \\ \text{私} & 9,992 \end{bmatrix}$



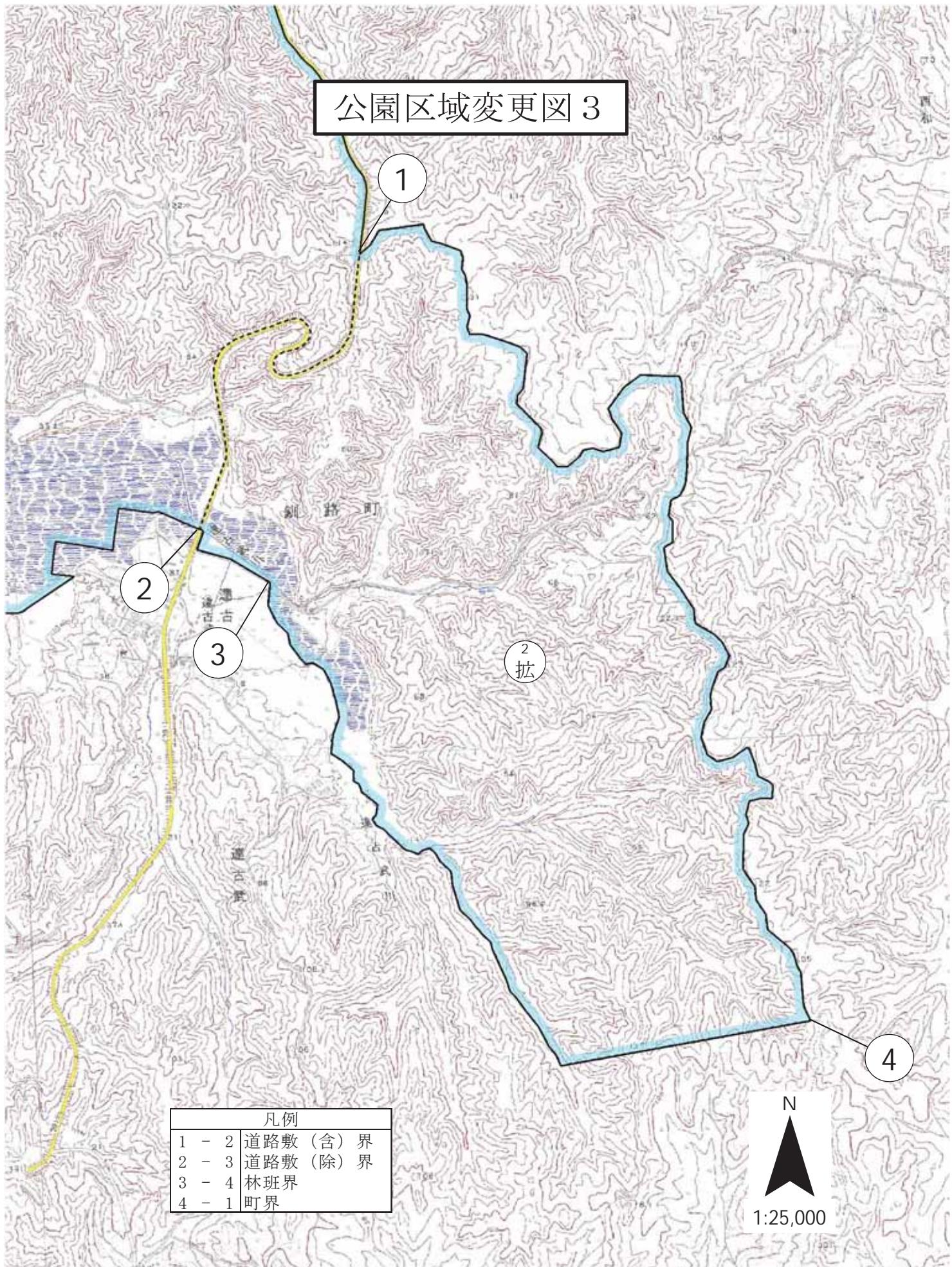
公園区域変更図 1



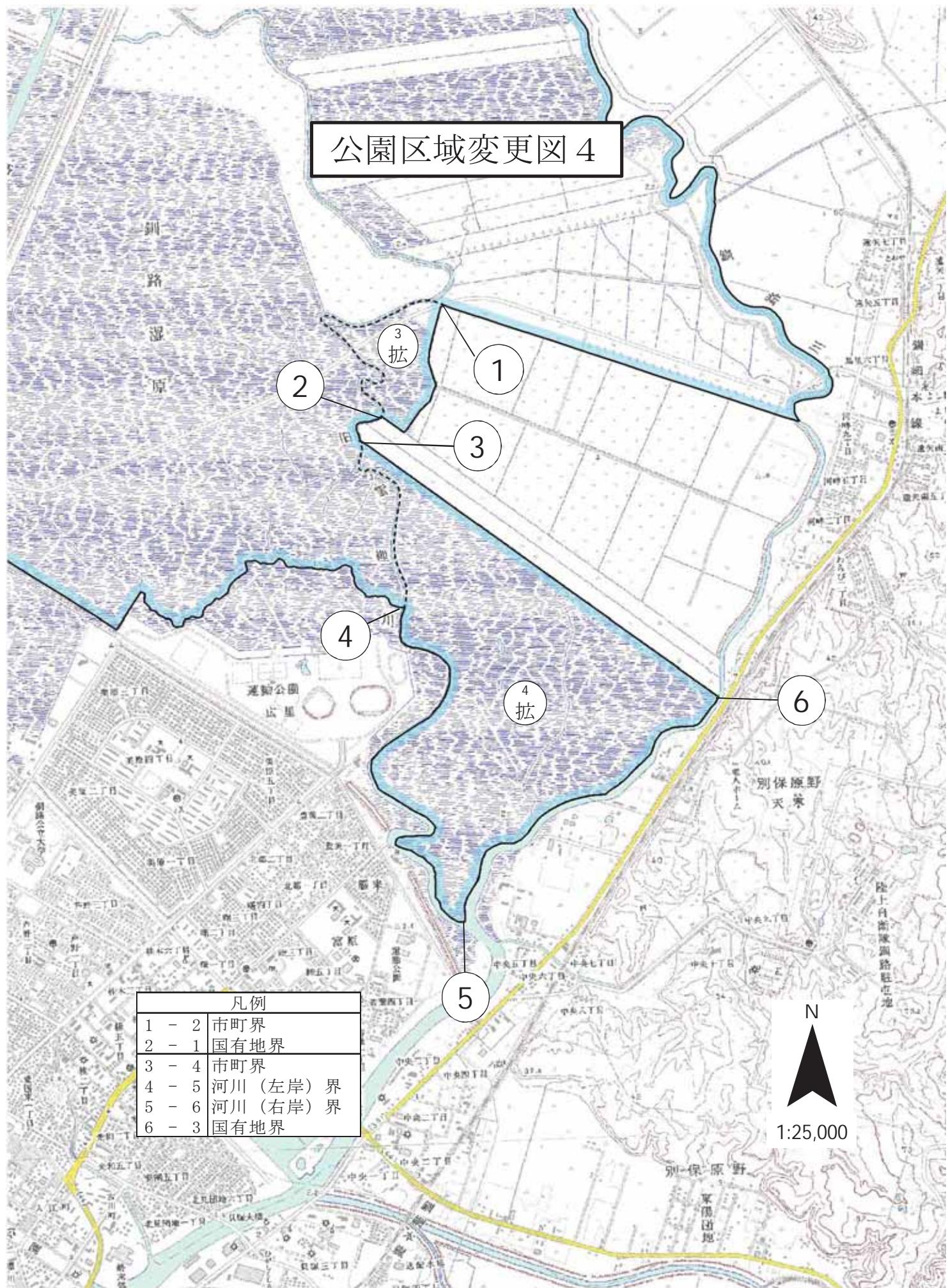
公園区域変更図 2



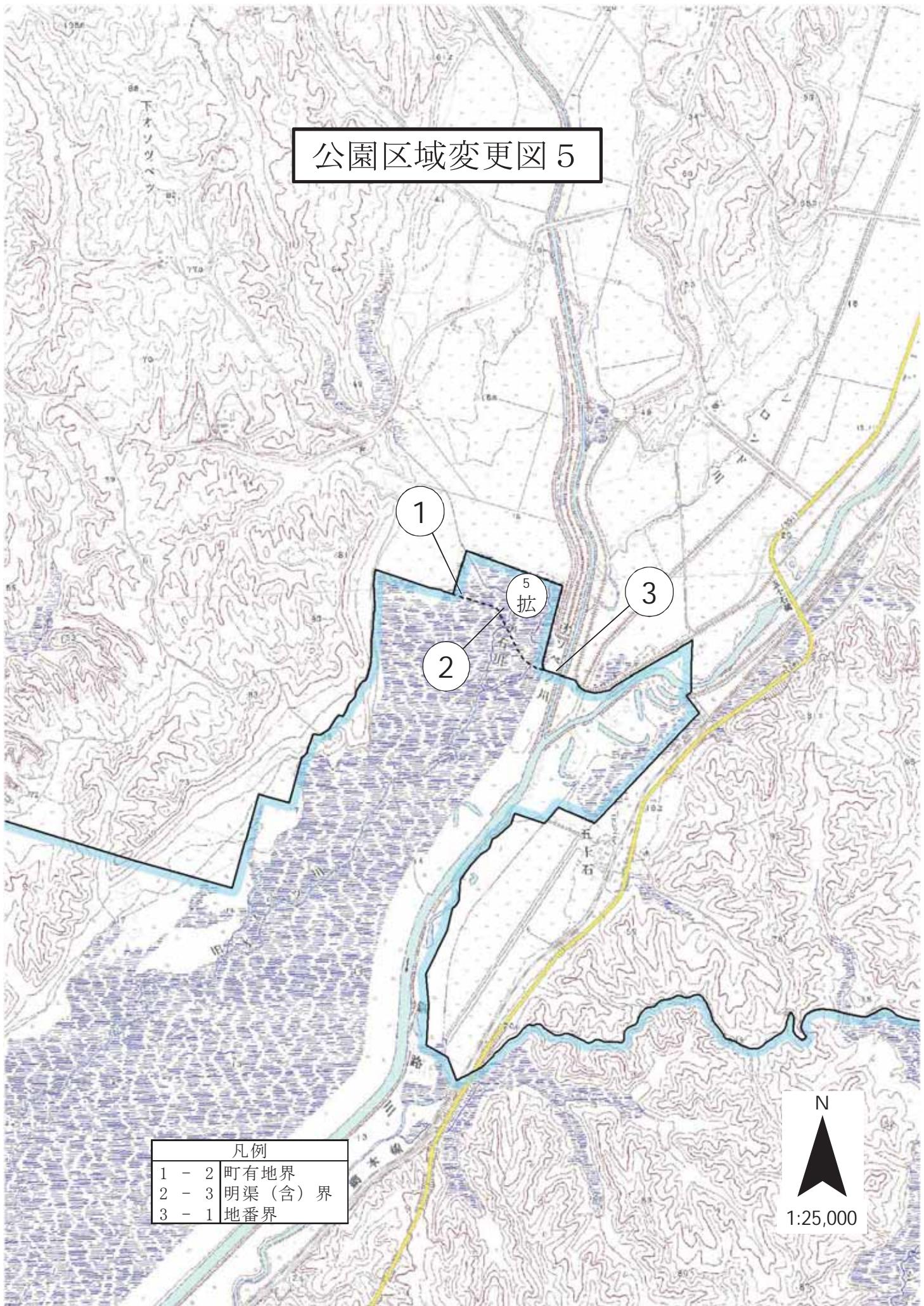
公園区域変更図 3



公園区域変更図 4



公園区域変更図 5



凡例	
1 - 2	町有地界
2 - 3	明渠(含) 界
3 - 1	地番界

1:25,000

